

定款変更理由書

役員の定数変更および刑法等の一部改正に伴い、定款の一部を変更する。
なお、主な変更については以下のとおりである。

1. 役員の定数について（第 29 条）

人口減少・高齢化による社会経済環境の変化に対応するための「店舗機能再編計画」や「営農経済事業の将来方向」の再編実行計画など、組織のスリム化および事務効率化に取り組むなかで、業務執行体制を見直すため、理事の定数について所要の変更をしようとするものである。

2. 役員の欠格事由について（第 30 条）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことから、当該字句を修正しようとするものである。

3. 総会の決議事項について（第 43 条、第 49 条）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）により、農業協同組合連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったため、当該規定を削除しようとするものである。